2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、令和2年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- (ア) 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- (イ) 民間企業における給与改定の状況等
- (ウ) 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- (エ) 本年4月分の初任給の状況 なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、(ア)及び(イ)に関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、アの(ア)及び(イ)に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- アの(ア)及び(イ)に関する調査:6月29日(月)~7月31日(金)
- アの(ウ)及び(エ)に関する調査:8月17日(月)~9月30日(水)

(3) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(4) 調査の範囲等

ア 調査対象事業所(母集団事業所)

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の府内の民間事業所 921事業所 なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病 院を調査対象から除外した。

イ 標本事業所の抽出

上記アに記載した事業所を地域、産業、規模等によって22層に層化し、これらの層から227事業所を無作為に抽出(層化無作為抽出法)し、調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第12表のとおりである。

ウ集計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記アに示す母集団に復元して行った。

第12表 職種別民間給与実態調査の対象

企業規模 産 業		規模計			
		別 保 司	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所
産業計		187	83	77	27
	農業,林業、漁業、 鉱業,採石業,砂利採取業、建設業	6	2	2	2
	製造業	73	20	40	13
	電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業,郵便業	37	17	12	8
	卸売業, 小売業	17	7	8	2
	金融業,保険業、 不動産業,物品賃貸業	15	14	1	-
	教育, 学習支援業、 医療, 福祉、サービス業	39	23	14	2

⁽注) 1 上記のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外である ことが判明した事業所が3事業所、調査不能の事業所が37事業所あった。

第13表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	項目	部長級(非役員)		課長級		係員	
企業	規模	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規 模 計		39.8	60. 2	41.0	59. 0	47. 3	52. 7
	500人以上		67. 5	34. 7	65. 3	45. 4	54. 6
	100人以上500人未満	44. 0	56. 0	43. 5	56. 5	47. 4	52. 6
	100人未満	46. 4	53. 6	49. 7	50. 3	51. 7	48. 3

² 調査対象事業所227事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した3事業所 を除いた224事業所に占める調査完了事業所の割合(調査完了率)は83.5%である。

第14表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年	定年制なし	
	60歳	61歳以上	
100.0%	84. 3%	15. 7%	0.0%

⁽注) 定年制の有無を回答した事業所を100%とした割合である。

第15表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の 状況

	— 項	i 🗏	√√ F シート☆ニーナ 10		√△ ト シャトセニティ、1	
区分	区分		給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし	
係		員	67. 1%	51.8%	32. 9%	
課	長	級	55. 9%	51.8%	44. 1%	

⁽注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。 (第16表において同じ。)

第16表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課	長	級	係	員	
74. 3%			77.0%		

⁽注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100%とした場合に60歳を超えて 受ける年間給与水準の割合である。

² 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100%とした割合である。